

かれしより、早や三とせとぞなりにける。

過ぎにし歳の今日此頃、五月雨のふりしきる夕、
二人手を取り「故郷の空」てふ唱歌を、うたひ出
しに、友も我もかたみに涙さしくみて、返しの歌
は、得うたはずして止みぬ、寫真ながめつゝ、あ
りしことゝも思ひ出て、西の空なる友を戀ふる
折しも、ほとゝぎすの一聲高く、雲井に啼きて過
ぎにけり、あはれ血になくほとゝぎす汝もあはれ
を告げぬらん思ひもつ身の千々にくだくる我こゝ
ろ、筆にかりてかくなん友の許に云ひおこせぬ



説林



女子の地位は如何に進
歩し來りたるか

勝又 鄭次郎

太古野蠻の時に當ては世界何れの國に於ても女
子は男子の附屬物の如し、女子は性來概して柔弱
なるを以て男子は自由に之を左右し之を賣買して
怪まず、或は戰爭の賠償として之れが授受をなし
且腕力を主とする時代の弊風として、之れが資格
を缺ける女子の地位は甚低かりしが彼の希臘に於

ける「スバルタ」の尙武教育は兒童教養の必要より婦女子の位置を高めて家庭の中心となし男女殆んど同一の教育を受けしむるに至れり、茲に於て女子の地位は第一の變化進歩を爲せりと云ふべし、之れに代れる「ローマ」人又一夫一婦の制を厲行して女子の權力を高め女子中又教育を受くるもの多かりしが「クリスト」出て、より女子の位置は著しく進歩し女子の權力は茲に第二の發達を爲せり、何となれば基督教に於ては男女を平等とし親子夫婦の間を神聖として一夫一婦の制を嚴定したるを以てなり

騎士の制度は更に女子の權力を加ふるに力ありき、何となれば彼の「ナイト」の制度に於ける武士教育なるものは少女の爲めに特殊の學校を設け若くは城中に於て之を教育せしのみならず淑女を敬

愛して之に服従すること甚しく、城中に於ける淑女の一笑は武士の爲めに無上の光榮にして、其一擧は至極の苛責たりし事明なればなり、彼の男子年廿一に達して將に武士の列に入らんとするや其誓詞中に云へるあり、曰く

常に婦女子を庇護し自ら罪を犯さず

悪事を爲さず、又力を盡して貴婦人の榮譽を保護せん、

と、いかに暗黒時代と呼ばる、中世紀に於て此の光榮ある歴史の存するかを見よ、女子の權力は此の時に於て第三の進歩を爲せりと云ふべし

斯くて「コンスタンチン」都の陥落あり、文學復興し宗教の改革行はれて一般の教育も進歩し、女子の教育を主張するもの多く女子が家庭及社會に於て緊要の勢力を有するもの多かりしが殊に女子

の權力を進め其地位を高めたるは殖民地の移住にありとなす、就中主として米國の殖民にありとなす、今日吾人の耳にする男女同權の文字は全く米大陸に於て大に發達せるものなりと云ふべし、然して米國は何故に女子の權力を高めたりや、其理由少なからざるべしと雖も主とする處左の二點にあるべし

(一) 新開の大陸は先づ男子に由て移住せられ女子の數は男子に比して少なかりしを以て從て幾多の男子は女子を敬愛し若くは男子の代理に當てゝ其の地位と權力を高めたること

(二) 大西洋萬里の波濤を越えて故里を捨てたるもの自由を愛するの精神厚く且新殖民の常として舊慣を打破して女子の地位と權力を高むるに容易なりしこと

これなり、こゝに至つて女子の權力は全く男子と同じきに至り、其弊往々男子を凌駕するに至れるは歎はしきの至りなり、彼の獨立の檄文を見るに其冒頭に於て「凡そ人類は同等に創造せられたるものなり」とは米人が男女間の關係を言ひ表はせる適當の文辭なりといふべし

歐米に於ける女權の發達此の如しと雖も、我東洋に於ては如何ん、嘗て神代に於ては男女同權ありと論せし學者あり、否らずとて之を論駁せる博士あり、實に當時のことは茫として辯すべからず其後國の主宰者としては神功皇后のり、元明元正の聖帝あり、文士としては紫、清少あり、勇女として巴あり、板額ありと雖も、女子の權力は進歩したりとは見えす、殊に封建の制堅く戰國の代腕力を主とせる元龜天正の時に當つては女子は益

卑境に沈淪し去りたるが如し、何となれば封建の代は唯武をこれ偏尚し腕力武力あるものに非れば社會の尊敬を受けず、殊に戰國亂雜の代に至つては干戈これ用ひ、殺伐これ事として兵亂絶ゆることなきを以て、強勇之れ先に、功名これ事として、強壯の者に非れば何の勢力を占むる能はざるを以て、天性嫩弱なる女子が輕蔑せられたるも怪むを要せざるなり、これを他ににして儒教と佛教とが女子の位地を低めて權力の伸張を妨害したることも甚明なり、此の二者は一方に於ては我國民の道徳を維持し我國民に教へたること甚多しと雖も他方に於ては亦多くの缺點を有することも忘るべからざるなり、先づ儒教に就きて之を見んか、曰く

婦人伏於人也、是故無專制之義、有三從之

道、在家從父、適人從夫、夫死從子、無所敢自遂也、教令不出閨門、事在饋食之間而已矣、是故女及曰乎閨門之内不百里而奔喪、事無擅爲、行無獨成、參知而動、可驗而後言、晝不遊庭、夜行以火、所以正婦德也

女子與小人爲難養也、近之則不遜、遠之則怨

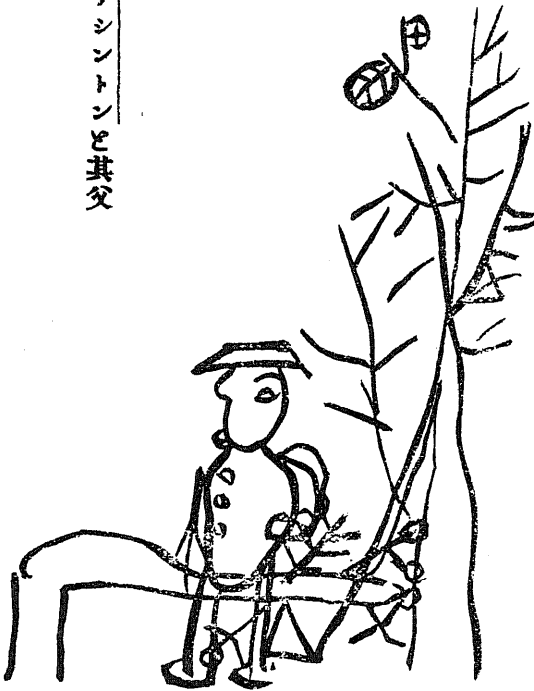
婦有七去、不順父母去、無子去、淫去、妬去、有惡疾去、多言去、竊盜去、

佛教に於ても亦然り、よく我邦下流社會の道徳を維持したるの功多しと雖も、冥々のうちに女子を輕蔑し來たりたるの責は到底之を受ること能はざるべし、曰く

女身垢穢非是法器

女人身有五障

と、又法華經の藥王菩薩本事品中に於て、極樂の
ありさま
有様を記して曰く



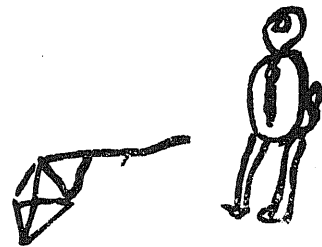
ワシントンと其父

彼國無有女人、地獄、餓鬼、畜生、阿修羅
等及以諸難、地平如掌、

と、此の如く我邦の女子は自ら權力なく、自ら地位
ひく
低きものとして徳川氏の末葉に達せり、然るに宇
宙の大勢は我邦をして王政復古の止を得ざる
に至らしめ、開國近取の必要を迫らしめこ、

に於てか我國の情況一變して、女子の位置と
權力とも亦大に變化せるを發見すべし、此等
は、こと凡て現代に屬するを以て今茲に詳説す
るの必要なかるべしとも、彼の民法の實施の如
きは大に注意すべき一要件なりとなす、これ
を一千年の昔大寶令に見るに庸稠は其課する
所獨り男子にのみ、口分田に於ても男と女と
に於ては二段と一段百廿歩との差あり、又三代
實錄に見るに當時土地の分配は獨り、男子に

限れるが如し、此等の制は全く長く行はれた事に非ずと雖も、こは儒教的法令の好良なる代表にして、これを今日の民法(歐洲流)に比較する時は果して如何、勿論前者は全く家族制を根底とし後者は個人制を根底とするを以て斯くは非常の差あるなり杯極言するものに非ざれども、然も此の民法



五、一〇(男)

はもと佛國の學者「ボアリナード」氏の立案にして羅馬法の系統を引ける佛國の法典に基づきたるも争ふ可らざるの事實にして、自然一夫一婦の制を嚴定せる基督教の主義を加味せるは甚明白なり其始めて世に公にせらるゝや批難百出したるを以て、後日大に改正せしと雖も父子兄弟夫婦の關係は之を在來に比して大に變化せりといふことを得べし、何となれば個人の權利を重ずること舊道德の家族を重ずるに反し、彼の七去三從と云ひ且舊時の法律は其成文と不成文とを問はず女子は法律上權利の多分を削り去られ有夫妻は獨立して財産に關する契約を結ぶ能はざりしが、民法に於ては協議上の離婚あり、相應の協議、相應の理由あるに非れば、結婚の取消離婚の請求を爲す能はざるが如き、又

有夫妻が特有財産を有するが如き何れも夫婦間の關係に於て注意すべく、從て女子の權利と地位とは舊時に於て成文上に於ても大に變化進歩せりと云ふべし、此れ成文上の現象なりと雖も、其他國家全體の經濟上の打算より、若くは男女分業の方面より、若くは家庭教育と社會調和の方面より女子の地位は日に駸々として上達し、これに適ふ女子教育の機關亦日々備はりて、我邦の女子は幸福なる位置と至當なる權利とを有するに至るべし豈有りがたき聖代の現象に非ずや (完)

紫陽花の雫や地にも花の跡

寄書

健康と家庭

秋影生



椿萱並び茂り、夫妻共に健に、兒女嬉々として其間に戯る、一家團樂の樂、何物か能く之に加へむや。而も一人病に臥して呻吟する者ある、家を擧げて愁眉を閉し、一道の暗雲屋を覆うて春光室に入らざるの感なくむばあらず。況んや病更に進ひで再び起たざるの不幸を見るに至ては、非痛誰か能く之に堪ふる者ぞ。若夫れ百年同棲を契りて鸞鳳比翼未だ久しからず、一朝死別に逢ふ、人生の恨事寧ろ此の如きあらむや。殊に可憐の遺兒有